

## 若者に選ばれるまちプロモーション事業委託業務に関する公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、若者に選ばれるまちプロモーション事業委託業務（以下「本業務」という。）の受注者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選考するために必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務の概要

(1) 業務名 若者に選ばれるまちプロモーション事業委託業務

(2) 業務内容

別紙「若者に選ばれるまちプロモーション事業委託業務仕様書」のとおり。

(3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料上限額

1,710,000円（消費税および地方消費税を含む。）を上限額とする。

この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案見積金額は、この限度額を越えてはならない。提案見積金額が限度額を越えた場合は、失格とする。

### 3 実施形式

(1) 募集方法 公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

(2) 選定方法

事業者より提出された書類およびプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。なお、提案範囲は仕様書のとおりとする。

### 4 日程

項目	期日	備考
公募による募集	令和8年5月20日（水） ～令和8年6月18日（木） 午後4時45分まで	市ホームページに実施要領等を掲載 参加にあたっては下記の参加 意思表示書（様式第2号）を提出のこと
質問書提出期間	令和8年5月20日（水） ～令和8年5月27日（水） 午後4時45分まで	質問書（様式第1号） 【電子メール】
質問書回答	令和8年6月2日（火）	市ホームページに掲載
参加意思表示書 提出期限	令和8年6月10日（水）午後4時45分まで	9 提出書類のとおり 【直接持参または郵送】こども 若者政策課
参加資格審査の 結果通知	令和8年6月12日（金）午後4時45分まで	電子メールで連絡する。
企画提案書等 提出期限	令和8年6月18日（木）午後4時45分まで	11 企画提案書等の作成お よび提出書類等のとおり 【直接持参または郵送】契約検 査課
プレゼンテーシ ョンの実施	令和8年6月25日（木）午後	事前に電子メールにて詳細を 連絡する
選定結果の通知	令和8年6月下旬	郵送にて通知 市ホームページ掲載

契約締結	令和8年7月初旬	
------	----------	--

※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

## 5 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。
- ① 過去5年以内に、国または地方自治体において同事業と類似する業務（自治体と連携したシティプロモーション等）の受託実績があること。
  - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
  - ④ 次のいずれにも該当しないこと。
    - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店または営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（以下この号において同じ。））または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
    - イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
    - ウ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。
    - エ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
    - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ⑤ 草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）に基づく指名停止または草津市物品等の指名停止等に関する基準（平成10年4月1日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
  - ⑥ 草津市税等を滞納していないこと（法人の場合は、監査役を除く役員の市税等を含む。）。
- (2) プロポーザル参加者は、候補者決定までの間に、第1項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

## 6 質疑・応答

- (1) 提出方法
 

別添の質問書（様式第1号）により、電子メールにて提出すること。提出後、必ず電話による受信確認を行うこと。電話または口頭での質問は受け付けない。
- (2) 提出期限
 

令和8年5月20日（水）～令和8年5月27日（水） 午後4時45分まで  
なお、質問期間経過後の質問は、一切受け付けないため、留意すること。
- (3) 提出先
 

草津市役所こども若者部こども若者政策課  
電話番号（077）562-7882

メールアドレス kowaka@city.kusatsu.lg.jp

メールの表題は、「若者に選ばれるまちプロモーション事業委託業務に関する質問書」とすること。

(4) 回答方法

令和8年6月2日(火)までに市ホームページに全ての質問に対する回答を掲載する。質問内容が不明瞭なものなど、内容によっては回答しない場合がある。

(5) 回答に対する再質問は受け付けない。

## 7 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望するものは、本実施要領、仕様書および草津市契約規則等の各規定を理解した上で、以下に定めるところにより、次の書類を提出すること。ただし、草津市における競争入札参加資格者名簿に登録のある事業者については、提出書類の③および④を不要とする。

(1) 提出書類

① 参加意思表明書(様式第2号) 1部

② スケジュール工程表(任意様式) 1部

③ 履歴事項全部証明書の写し(法人の場合)もしくは身分証明書の写し(個人の場合) 1部

④ 完納証明書の写し 各1部

ア支店、営業所等が草津市に存する場合には草津市税分(草津市発行)

イ法人税、消費税および地方消費税分(税務署発行)

※アは、直近1年分の納期が到来した全ての税目とする。

※すべて滞納がないことが確認できるものであること。

⑤ 同事業と類似の事業実績が確認できる資料 1部

(2) 提出先

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号 さわか保健センター2階  
草津市役所子ども若者部子ども若者政策課

(3) 提出方法

持参または郵送すること。電子メールでの提出は認めない。

郵送は提出期限到着分まで受け付けることとする。なお、郵送の場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

(4) 提出期限

令和8年6月10日(水) 午後4時45分まで

(5) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。

提出後の差し替え・追加は認めない。ただし、市が必要と認める場合に、追加資料を求めることがある。

提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルにかかる審査以外には利用しない。

## 8 参加資格審査

提出された参加表明書類を基に、参加資格審査を実施する。

審査結果については、令和8年6月12日(金)までに、全ての参加事業者に電子メールにて通知する。

なお、審査結果等に関する異議申し立ては、一切受け付けない。

## 9 企画提案書等の作成および提出方法等

(1) 提出書類、提出部数

①～④は各 8 部、⑤は 1 部

① 企画提案書（任意様式）

企画提案書の作成にあたっては、次の事項に留意すること。

- ア 企画提案書は A 4 版、用紙縦置き、横書き両面印刷、左綴じで製本すること。A 3 版の資料を挿入する場合は、片面印刷で A 4 サイズに折り込むこと。
- イ 企画提案書は、概ね 20 枚程度（表紙除く）で簡潔に記載すること。なお、文字の大きさは、原則として 11 ポイント以上とすること。
- ウ 企画提案書は、仕様書の業務内容に掲げる各事項を踏まえて作成すること。表紙には、タイトル「若者に選ばれるまちプロモーション事業委託業務」、提出年月日、会社名を記載すること。
- エ 企画提案書は、仕様書等による業務内容や審査基準に掲げる各事項を踏まえて、実施方針、業務実施体制、独自の PR ポイントといった内容を具体的に明記すること。

② 事業者概要（様式第 3 号）

③ 法人の概要が分かるパンフレット等

④ 直近 2 年間分の財務諸表の写し

⑤ 見積書（様式第 4 号）および経費内訳書（様式第 5 号）

見積書および経費内訳書の作成にあたっては、次の事項に留意すること。

- ア 見積については、見積書（様式第 4 号）および経費内訳書（様式第 5 号）を使用すること。
- イ 見積日・業務名・会社名・代表者名を明記し、代表者印を押印すること。また、草津市契約規則第 23 条第 2 項の規定に基づき、企画提案書等とは別に封筒に入れて、必ず代表者印で封印のうえ提出すること。（封じ目すべてに押印すること。）

(2) 提出期限

令和 8 年 6 月 18 日（木） 午後 4 時 45 分まで

(3) 提出先

草津市役所 総務部 契約検査課（市役所 7 階）

提出時、契約検査課窓口で、「公募型プロポーザルであること」「業務名」「事業者名」を伝えてください。

(4) 提出方法

持参または郵送すること。電子メールでの提出は認めない。

郵送は提出期限到着分まで受け付ける。

なお、郵送の場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

(5) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。

提出後の差し替え・追加は認めない。ただし、市が必要と認める場合に、追加資料を求めることがある。

提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルにかかる審査以外には利用しない。

企画提案書の提出は、1 者につき 1 案のみとする。

## 10 プレゼンテーション審査

提出された企画提案書等を基に、市職員で構成する若者に選ばれるまちプロモーション事業委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）によるプレゼンテーション審査を行う。

(1) 開催日

令和 8 年 6 月 25 日（木）午後

当日の詳細な日程等は、参加事業者に参加資格結果通知時に電子メールで通知する。  
プロポーザルへの参加事業者数等により、日程等を変更する可能性がある。

(2) 開催場所 草津市役所 5階 502会議室

(3) プレゼンテーションおよび質疑応答の所要時間

30分以内（準備時間を除く）で提案内容の説明を行うこと。その後、20分程度の質疑応答を行う。ただし、参加事業者の数により時間を変更することがある。

(4) プレゼンテーションにおける主たる説明・質疑応答は、本業務の主担当者が行うこと。  
なお、当日の参加者数は原則4名までとする。

(5) 使用備品等

プレゼンテーションで使用するパソコンやプロジェクター等の機器は、各提案者が用意すること。ただし、スクリーンは審査委員会が用意するので、使用する場合は事前に連絡すること。

(6) その他

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書等のみとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書等の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

## 1.1 候補者の選定

審査委員会において、下記の事項に基づき、候補者の選定を行う。

(1) 選定手順

① 審査委員会における審査で、最も高い評価を受けた事業者を委託先候補者（優先交渉者）として選定する。

② 評価点が同点の場合は、業務全般の評価が高い事業者を選定する。

③ 提案者が1者のみの場合、あらかじめ設定した最低基準点以上であれば委託先候補者（優先交渉者）とする。

④ 委託先候補者（優先交渉者）として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場合または同事業者に業務を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち、評価点が上位であったものから順に、本業務についての交渉を行う。

(2) 評価基準

提出書類、プレゼンテーションを基に、評価基準に基づいて審査を行う。評価項目ごとの評価割合は、次のとおりとする。

評価項目	基準	配点 (合計 100 点)
組織評価 ・ 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の目的・趣旨を十分に理解した提案であるか。</li> <li>・ 類似の趣旨に基づいた事業の運営実績があるか。</li> <li>・ 継続した業務遂行が期待できるか。</li> <li>・ 財務状況は健全で安定した運営が可能であるか。</li> </ul>	20
業務全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国や市が進めることもまんなかの施策を理解し、提案内容実現のための、市、地域、学校、関係機関等との連携は可能か。</li> <li>・ 若者の心に響くような活動の企画・発信力、地域の魅力を掘り起こし、効果的に伝えるメディア制作のスキルや経験があるか。</li> <li>・ 実施スケジュールは的確かつ実施可能なものか。</li> </ul>	40

実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護や知的財産保護等の観点で、制作物に対する一元的な管理監督が可能か。</li> <li>・業務遂行に必要な資格・経験のある職員が十分に確保されており、柔軟で機動的な運営が可能か。</li> <li>・安全管理や緊急時の対応は具体的なものになっているか。マニュアルは整備されているか。</li> </ul>	20
見積金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容・整備内容に見合った適切な金額が見積もられているか。</li> </ul>	20
評価点合計		100

※審査は、すべての委員の各得点の総得点数で、最も高い点数を得た参加事業者を本業務の優先交渉者とする。ただし、選定委員会での審査において、総得点数が6割未満の参加事業者は、契約候補から除外する。

### (3) 審査結果

審査結果については、令和8年6月中旬に、全ての参加事業者に文書で通知するとともに、草津市ホームページに掲載する。なお、審査結果等に関する異議申し立ては一切受け付けない。

### (4) 企画提案の失格

以下の条件に該当する場合は、審査委員会へ報告のうえ、失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 実施要領等で示された、提出方法、提出場所、提出期限、書類作成および記載上の留意事項等の条件に適合しない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 見積書の提出について、代表者印が押印されていない場合および見積金額に訂正のある場合
- ⑤ 見積書の提出について、別の封筒に入れて、代表者印で封印されていない場合（封じ目すべてに押印が必要）
- ⑥ 見積書の提出について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為があった場合
- ⑦ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑧ プレゼンテーション審査において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑨ 「2 (4) 委託料上限額」に記載する額を超過した見積書を提出した場合

## 1.2 契約の締結等

- (1) 本業務の契約は、草津市契約規則によるものとする。
- (2) 草津市は、委託先候補者（優先交渉者）と仕様および価格等の細目について協議するものとし、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加、変更および削除する場合がある。また、これにより、委託料上限額を超えない範囲で、契約内容および契約額等の調整を行うことがある。
- (3) (2)による協議成立後、草津市と受注者との間で確定した契約内容で見積徴取を行い、委託料上限額の範囲内で、随意契約を締結するものとする。
- (4) 入札保証金 免除。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (5) 前払金 不可
- (6) 分割払 不可
- (7) 契約保証金 免除

### 1 3 その他

#### (1) 費用負担

本プロポーザルへの参加に要する経費については、全て参加事業者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を草津市に請求することはできない。

#### (2) 辞退の表明

参加意思表示書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式第6号）により、担当課あてに提出すること。辞退により、不利益な扱いを受けることはない。

#### (3) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、草津市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

#### (4) 本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

#### (5) 情報公開および提供

草津市は企画提案者から提出された企画提案書等について、草津市情報公開条例（平成16年条例第21号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。ただし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの委託先候補者（優先交渉者）特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については、決定後の開示とする。

#### (6) この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

### 1 4 問合せ先

草津市子ども若者部子ども若者政策課 担当者：野津、田村

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号 さわやか保健センター2階

電話：(077)562-7882 FAX：(077)561-6780

メールアドレス：kowaka@city.kusatsu.lg.jp